

総社市財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月15日

総社市長 片岡聰一

総社市規則第21号

総社市財産規則の一部を改正する規則

総社市財産規則（平成17年総社市規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表（第22条関係）			別表（第22条関係）		
設置場所	物品出納員	委任事務	設置場所	物品出納員	委任事務
略			略		
総合政策部	略 市政情報課 人口増推進室	課長 室長	略 市政情報課 人口増推進室	課長 室長	課に属する物品の出納及び保管の事務の一部 課に属する物品の出納及び保管の事務の一部
			略		
			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。